

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

| | | |
|--|----|--------------|
| ○保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関の指定 | 一 | (医療人材対策室) |
| ○高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバー人材センター 連合の業務拡大に係る業種及び職種 | 一 | (雇用対策課) |
| ○県営土地改良事業の完了 | 二 | (農村振興課) |
| ○保安林の指定の解除 | 二 | (森林整備課) |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | 二 | (防災砂防課) |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | 五 | (同) |
| ○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件) | 五 | (都市計画課) |
| ○土地区画整理事業の換地処分届出 | 六 | (同) |
| ○海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収 事務の委託(二件) | 六 | (教育庁高校教育課) |
| ○土地改良区役員の就任の届出 | 六 | (大河原地方振興事務所) |
| ○土地改良区役員の退任の届出 | 六 | (同) |
| ○土地改良区の定款変更の認可(三件) | 六 | (東部地方振興事務所) |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) | 七 | (森林整備課) |
| 人事委員会 | | |
| ○人事委員会規則七十五(勤勉手当)の一部を改正する規則 | 一一 | |
| ○人事委員会規則七十三(通勤手当)の一部を改正する規則 | 一一 | |
| ○人事委員会規則七十九(へき地手当等)の一部を改正する規則 | 一一 | |
| 公安委員会 | | |

告 示

○質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

一一

○宮城県告示第三百三十八号
保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十七条第一項の規定により、次のとおり指定試験機関として指定した。
令和二年四月十七日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験事務の名称

宮城県准看護師試験事務

二 指定試験機関の名称

一般財団法人日本准看護師推進センター

三 実施する試験事務

- 1 准看護師試験出題・審査委員による試験問題の作成及び審査に関すること
- 2 受験者情報管理に関すること
- 3 試験問題用紙及び解答用紙(マークシート)の印刷等業務に関すること
- 4 試験問題等の輸送に関すること
- 5 採点及び各種データ作成・分析に関すること
- 6 試験問題の事後評価に関すること
- 7 審査委員会の不適切問題の判定を踏まえた再集計に関すること

四 指定年月日

令和二年三月三十一日

○宮城県告示第三百三十九号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十五条において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人宮城県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年四月十七日

一 指定をした市町村の区域、業種及び職種

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 区 域 | 業 種 | 職 種 |
|-----|-----|-----|
| | | |

| | | | |
|-----|----------------------|----------------|----------------------------------|
| 名取市 | 九―食料品製造業 | H―五十四 | 製品製造・加工処理の職業 |
| | 五十六―各種商品小売業 | H―五十四 K―七十八 | 製品製造・加工処理の職業 その他の運搬・清掃・包装等の職業 |
| 角田市 | 一―農業 | G―四十六 | 農業の職業 |
| | 六―総合工事業 | K―七十六 | 清掃の職業 |
| | 三十一―輸送用機械器具製造業 | K―七十六 | 清掃の職業 |
| 村田町 | 八十五―社会保険・社会福祉・介護事業 | K―七十八 | その他の運搬・清掃・包装等の職業 |
| | 八十七―協同組合（他に分類されないもの） | K―七十八 | その他の運搬・清掃・包装等の職業 |

注 業種は日本標準産業分類（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

二 指定年月日

令和二年四月一日

○宮城県告示第三百四十号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年四月十七日

| | | |
|-----|---------------------|-----------|
| 地区名 | 事業の名称 | 工事完了年月日 |
| 大貫 | 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） | 令和二年一月十七日 |

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所
名取市下増田字屋敷二一八の一（次の図に示す部分に限る）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二一 解除に係る保安林の所在場所

名取市関上字東須賀二の一六・二の一七・二の二一（以上三筆について次の図に示す部分に限る）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

三一 解除に係る保安林の所在場所

名取市関上字東須賀二の一六・二の一七・二の二一（以上三筆について次の図に示す部分に限る）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和二年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|------------------------|---------------------------|----------------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|--------------------------|--|-------------------------|---------------------|---------------------|
| 小林 | 大畑の1 | 扇山 | 西畑 | 南 | 市野沢の1 | 永作 | 小原瀬西 | 3川平一の沢 | 2川平一の沢 | 川平一の沢 | 平場沢2 | 平場沢1-2 | 平場沢1-1 | 下南山沢 | 市子の沢 | 永作沢2 | 川原田沢 | 砂ノ入沢3 | 砂ノ入沢 |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| 伊具郡丸森町大張川張字小林(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町大張川張字大畑(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町大張川張字扇山、字南(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町館矢間山田字西畑、字西、字上、字東(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町館矢間山田字南、字東、字上(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町館矢間山田字市ノ沢(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町館矢間山田字永作(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町館矢間山田字小原瀬西(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字平場、字新川平、字川平一、字下南山(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字平場、字新川平、字川平一、字下南山(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字平場、字新川平、字川平一、字下南山(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字平場、字新川平、字川平一、字下南山(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字平場、字新川平、字川平一、字下南山(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字平場、字新川平、字川平一、字下南山(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字下南山、字川平二(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町館矢間山田字市子沢(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町館矢間山田字土手添、字弁天、字永作、字新土手添(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町字水沢、字川原田(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町字砂ノ入(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町字砂ノ入(次の図のとおり) |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------|------------------------|----------------------|--------------------------|---------------------|-----------------------|
| 市ノ沢の2 | 岡田 | 早稲田の2 | 早稲田の1 | 和田井 | 樋口の2 | 樋口の1 | 石神西 | 石神東の2 | 石神東の1 | 和田の3 | 和田の2 | 川平三 | 東山の2 | 後田 | 下北山三 | 広町 | 山田下 | 砂ノ入 | 館の1 |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊具郡丸森町館矢間山田字小坂、字市ノ沢(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町大張大蔵字岡田(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字早稲田(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字早稲田(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字和田井、字脇曲(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字樋口(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字樋口(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字石神西(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字石神東(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字石神東(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字和田、字石神西(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字平館(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字上南山(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字東山(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町館矢間館山字後田(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字下北山三(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町筆甫字広町(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町字山田下、字山田上(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町字砂ノ入(次の図のとおり) | 伊具郡丸森町大張川張字館(次の図のとおり) |

| | | |
|-------|---------|------------------------------------|
| 岡巻 | 急傾斜地の崩壊 | 伊具郡丸森町字岡巻(次の図のとおり) |
| 市ノ沢の3 | 急傾斜地の崩壊 | 伊具郡丸森町館矢間山田字永作(次の図のとおり) |
| 永作の2 | 急傾斜地の崩壊 | 伊具郡丸森町館矢間山田字永作、字土手添、山田字弁天(次の図のとおり) |
| 永作の3 | 急傾斜地の崩壊 | 伊具郡丸森町館矢間山田字永作、字土手添、山田字弁天(次の図のとおり) |
| 下滝の2 | 急傾斜地の崩壊 | 伊具郡丸森町字下滝(次の図のとおり) |

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の所在地 | 縦覧場所 |
|---------|---------------------|------------------------------------|--------------------------|
| 川平三の沢1 | 土石流 | 伊具郡丸森町筆甫字川平一(次の図のとおり) | 宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所 |
| 川平三の沢12 | 土石流 | 伊具郡丸森町筆甫字川平一(次の図のとおり) | |
| 早稲田沢3 | 土石流 | 伊具郡丸森町筆甫字早稲田(次の図のとおり) | |
| 早稲田沢5 | 土石流 | 伊具郡丸森町筆甫字早稲田(次の図のとおり) | |
| 小筆甫沢1 | 土石流 | 伊具郡丸森町筆甫字小筆甫、字早稲田(次の図のとおり) | |
| 北山西沢 | 土石流 | 伊具郡丸森町筆甫字北山西(次の図のとおり) | |
| 下北山三の沢 | 土石流 | 伊具郡丸森町筆甫字下北山三(次の図のとおり) | |
| 小原瀬西沢 | 土石流 | 伊具郡丸森町館矢間山田字牛田、小原瀬西、字小原瀬東(次の図のとおり) | |

| | | |
|------|-----|--------------------------------------|
| 小坂の沢 | 土石流 | 伊具郡丸森町館矢間山田字永作、字小坂(次の図のとおり) |
| 松崎沢 | 土石流 | 伊具郡丸森町館矢間山田字松崎、字小原瀬東、字大館1丁目(次の図のとおり) |

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百四十四号

角田市から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙南広域都市計画道路

二 都市計画の変更の種類及び名称

1 変更

三・四・百四号梶賀大沼線

三・五・百八号角田駅前大沼線

三・五・百一十一号南町野田線

2 廃止

七・六・百一十号横田町北町線

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百四十五号

大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

大崎広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百四十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和二年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

仙塩広域都市計画事業岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業

二 施行者の名称

岩沼市

三 事務所所在地

岩沼市桜一丁目六番二十号

四 換地処分の年月日

令和二年三月十九日

○宮城県告示第三百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の石巻市水産物地方卸売市場石巻売場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県石巻市魚町二丁目十四番地

石巻魚市場株式会社

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼市魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県気仙沼市魚市場前八番二十五号

気仙沼漁業協同組合

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和二年四月十七日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 笹 出 陽 康

就任した者

| | | | |
|----------|--------|----------------------|-----|
| 就任年月日 | 氏 名 | 住 所 | 役職名 |
| 令和二年四月二日 | 長谷部 公雄 | 伊具郡丸森町館矢間山田字土手添六十一番地 | 理事 |

○宮城県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和二年四月十七日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 笹 出 陽 康

退任した者

| | | | |
|------------|-------|--------------------|-----|
| 退任年月日 | 氏 名 | 住 所 | 役職名 |
| 令和二年三月三十一日 | 村上 秀三 | 刈田郡蔵王町大字平沢字台屋敷四六番地 | 監事 |

○宮城県告示第三百五十一号

登米市豊里町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三

十条第二項の規定により、令和二年四月十日認可した。
 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 佐 藤 靖

○宮城県告示第三百五十二号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 佐 藤 靖

○宮城県告示第三百五十三号

新田北部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 佐 藤 靖

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び予定数量

- (一) 調達案件 令和二年度森林病虫害等防除「伐倒駆除（仙台管内）」業務委託（単価契約）
 (二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から令和三年三月十五日まで

4 履行場所 宮城県仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・富谷市・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町及び大衡村に存する県所管森林

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理

事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去三か年度以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局 契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―一三三三三）へ平成二年四月二十三日（木）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 宮城県水産林政部森林整備課森林育成班(担当 菅原 真明 電話〇二二一二二一―二九二二)

3 一般競争入札参加資格審査
入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札参加資格確認申請期限

令和二年四月二十七日（月）午後五時まで

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 令和二年五月一日（金）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二年五月七日（木）午後一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階水産林政部森林整備課

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百零四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約希望単価の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

7 概要

Summary

1 Nature of Service(s) : Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2020 (Tree Felling and Extermination within Sendai Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)

2 Contract Period : From contract settlement to March 15, 2021

3 Bid Submission Deadline : May 1, 2020, 5:00 p.m.

4 Place and Time of Bid Selection : May 7, 2020, 1:00 p.m. Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor

5 Contact Information : Masaki Sugawara, Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Fisheries Forestry Department Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022211-2921

6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び予定数量

(一) 調達案件 令和二年度森林病虫害等防除「伐倒駆除(東部管内)」業務委託(単価契約)
予定数量 入札説明書及び仕様書による。

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から令和三年三月十五日まで

4 履行場所 宮城県石巻市・東松島市・女川町に存する県所管森林

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団員」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去三か年度以内に、国(独立行政法人を含む。))又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局 契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―三三三三)へ令和二年四月二十三日(木)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承願書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県水産林政部森林整備課森林育成班(担当 菅原 真明 電話〇二二一二二一―二九二二)
3 一般競争入札参加資格審査
入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札参加資格確認申請期限

令和二年四月二十七日(月)午後五時まで

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 令和二年五月一日(金)午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年五月七日(木)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階水産林政部森林整備課

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百零四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

七 概要

- Summary
- 1 Nature of Service(s) : Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2020 (Tree Felling and Extermination within Tobu Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)
 - 2 Contract Period : From contract settlement to March 15, 2021
 - 3 Bid Submission Deadline : May 1, 2020, 5: 00 p.m.
 - 4 Place and Time of Bid Selection : May 7, 2020, 10 : 00 a.m. Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor
 - 5 Contact Information : Masaki Sugawara, Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Fisheries Forestry Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-2921
 - 6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

人事委員会

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年四月十七日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

〇人事委員会規則七―十五―三十九

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則七―十五の規定は、令和二年四月一日から適用する。

人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年四月十七日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

〇人事委員会規則七―三十八―二十四

人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第三号中「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十五条の四第二項において同じ。」に改める。

第十五条の四第二項中「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「次項に規定する場合に該当しているときを除く。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則七―三十八の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（支給単位期間に係る経過措置）

2 令和二年四月一日前にこの規則による改正前の規則七―三十八第十五条の四第二項に規定する月の中途において法第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をし、外国派遣条例第二条第一項若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

人事委員会規則七―三十九（へき手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月十七日

宮城県人事委員会

○人事委員会規則七―三十九―四十三

委員長 千葉 裕 一

人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

別表二級の項中

「石巻市立雄勝小学校
石巻市立鮎川小学校

石巻市雄勝町大浜字小滝浜二番地一
石巻市鮎川浜清崎山一番地一

を

「石巻市立雄勝小学校
石巻市立北上小学校
石巻市立鮎川小学校

石巻市雄勝町大浜字小滝浜二番地一
石巻市北上町十三浜字小田九三番地四
石巻市鮎川浜清崎山一番地一

に改め

る。

同表一級の項中

「石巻市立東浜小学校
石巻市立北上小学校
石巻市立大原小学校

石巻市牧浜字竹浜道二三番地二
石巻市北上町長尾字松崎一番地
石巻市大原浜大光寺一番地

を

「石巻市立東浜小学校
石巻市立大原小学校

石巻市牧浜字竹浜道二三番地二
石巻市大原浜大光寺一番地

に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則七―三十九の規定は、令和二年四月一日から適用する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第5号

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月17日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

質屋営業法施行細則(平成17年宮城県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第17条中「書面」を「承認申請書(別記様式第11号)」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する書面を添えなければならない。

(1) 法第28条第3項第1号の承認

ア 死亡した質屋の相続人であることを明らかにする書面

イ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に規定する事項(同法第30条の45に規定する外国人住民にあっては、同条に規定する国籍等)を記載したものに限る。)

(2) 法第28条第5項の承認

質物の保管設備の構造概要書の写し、図面その他の書類

3 前項の規定にかかわらず、前項第1号の承認を受けようとする者が既に公安委員会から法第2条に規定する質屋の営業許可(以下「質屋営業許可」という。)又は古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条に規定する古物商若しくは古物市場主の許可を受けているときは前項第1号に規定する書面を、前項第2号の承認を受けようとする者が既に公安委員会から質屋営業許可を受けている営業所を旧営業所の終了行為場所とするときは前項第2号に規定する書面を添えることを要しないものとする。

第17条の次に次の1条を加える。

(相続人等の承認)

第18条 法第28条第3項第1号又は同条第5項の承認は承認通知書(別記様式第12号)により、同条第6項の規定による不承認は不承認通知書(別記様式第13号)により行うものとする。

別記様式第1号中

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|---|---|---|
| 西暦 | 明治 | 大正 | 昭和 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | | | |

を

に、「4. 保佐人 5. 管理者」を「4. 管理者」に改める。

別記様式第3号中

| | | |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 変 更 区 分 | 1. 削除：従前の管理者等を削除 (旧欄) | 2. 追加：新たに管理者等を追加 (新欄) |
| | 3. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更 | 4. 交替：削除と追加を同時に行う。 |

を

「 変 更 区 分 1. 削除：従前の管理者等を削除 (旧欄のみ記載) 2. 追加：新たに管理者等を追加 (新欄のみ記載) 3. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更 (新欄・旧欄ともに記載) 4. 交替：従前の管理者等が退任するとともに、新たに管理者等が就任 (新欄・旧欄ともに記載) 」に「4. 保佐人 5. 管理者」を「4. 管理者」に、

「 西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4 」を

「 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5 」に改める。

別記様式第4号中

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|---|---|---|
| 西暦 | 明治 | 大正 | 昭和 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | | | |

を

「 西暦 明治 大正 昭和 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5 」に改める。

別記様式第10号の次に次の3様式を加える。

別記様式第11号（第17条関係）

その1

| | | | | | | | | | | | |
|-------|--|---|--|---|--|---|-------|--|---|--|----|
| 受理年月日 | | 年 | | 月 | | 日 | 受理警察署 | | (| | 署) |
|-------|--|---|--|---|--|---|-------|--|---|--|----|

承 認 申 請 書

質屋営業法第28条第3項第1号の規定による質契約の終了行為者の承認を申請します。

質屋営業法第28条第5項の規定による質契約の終了行為場所の承認を申請します。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

印

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 対 象 の 質 屋 営 業 所 | 許可証番号 | |
| | 許可年月日 | 年 月 日 |
| | 許可名義人の 氏名又は名称 | (フリガナ) (漢 字) |
| | 死亡、廃業、 許可取消等 の年月日 | 年 月 日 |
| | 営業所名称 | (フリガナ) (漢 字) |
| | 所在地 | 宮城県 市区 町村 電話 () - 番 |

| | | |
|-----------|---------|------|
| 質契約終了日 | 年 月 日 | |
| 対 象 の 質 物 | 契 約 件 数 | 件 |
| | 質 置 主 | ほか 名 |
| | 合 計 金 額 | 円 |

備考

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段細枠内には記載しないこと。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

その2

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|---|--|---|--|---|-------|--|--|---|--|----|
| 受理年月日 | | | 年 | | 月 | | 日 | 受理警察署 | | | (| | 署) |
|-------|--|--|---|--|---|--|---|-------|--|--|---|--|----|

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--------|--|---|--|---|--|---|--|--|--|--|--|--|
| 許可証番号 | | | | | | | | | | | | | |
| 許可年月日 | | | 年 | | 月 | | 日 | | | | | | |
| 許可名義人の 氏名又は名称 | (フリガナ) | | | | | | | | | | | | |
| | (漢 字) | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------------|--------|----|----|----|----|----------|---|---|---|--|--|--|--|
| 終 了 行 為 者 | 許可名義人 との続柄 | | | | | | | | | | | | | |
| | 氏 名 | (フリガナ) | | | | | | | | | | | | |
| | | (漢 字) | | | | | | | | | | | | |
| | 生 年 月 日 | 西暦 | 明治 | 大正 | 昭和 | 平成 | 令和 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| | | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | | | | | | |
| 所 在 地 | 都道 府県 | | | | | | 市区 町村 | | | | | | | |
| | 電話 () - 番 | | | | | | | | | | | | | |
| 本 (国) 籍 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|------------------|--------|--|--|--|--|--|----------|--|--|--|--|--|--|
| 終 了 行 為 場 所 | 許可名義人の 氏名又は名称 | (フリガナ) | | | | | | | | | | | | |
| | | (漢 字) | | | | | | | | | | | | |
| | 所 在 地 | 宮城県 | | | | | | 市区 町村 | | | | | | |
| | 電話 () - 番 | | | | | | | | | | | | | |

備考

- 1 最上段細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第12号 (第18条関係)

| | |
|-------------------|---|
| 第 号 | 承 認 通 知 書 |
| 住所又は所在地 氏名又は名称 | 殿 |
| 年 月 日 | 日付けで申請のあった買契約の 終了行為場所の承認申請につ |
| 記 | いては、質屋営業法 (昭和25年法律第158号) 第28条第 5 項 第3項 第1号の規定により、次のとお |
| り承認する。 | |
| 1 終了行為対象の営業所 | |
| 2 終了行為者・終了行為場所 | |
| 年 月 日 | |
| 宮城県公安委員会 印 | |

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第13号 (第18条関係)

| | |
|-------------------|--|
| 第 号 | 不 承 認 通 知 書 |
| 住所又は所在地 氏名又は名称 | 殿 |
| 年 月 日 | 日付けで申請のあった買契約の 終了行為場所の承認申請につ |
| 記 | いては、質屋営業法 (昭和25年法律第158号) 第28条第6項の規定により、次のとおり承認 |
| しない。 | |
| 1 終了行為対象の営業所 | |
| 2 終了行為者・終了行為場所 | |
| 3 不承認とする理由 | |
| 年 月 日 | |
| 宮城県公安委員会 印 | |

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会と なります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。)

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。